

# 「どうする財政？」シリーズ⑥

## 最終回 持続的な財政を目指して

▼問い合わせ先 財政課 財政班(合志庁舎)  
☎(248)1697

今回で6回目、最終回となりました。このシリーズでは、国と市を取り巻くあらゆる状況から財政について考えてきました。今回はシリーズを振り返り、これから将来にわたる持続的な財政を行なうためにどうすればよいか考えます。

### 国と自治体(市町村)の関係

1回目〜3回目は国の状況について考えました。それは本市を含め全国の96・6%の自治体が国から交付される財源に頼った運営をしているため、地方分権といっても多くの財源を国が握り、国の財政状況の影響を受けるからです。

### 国の抱える問題点5つ

国の将来は楽観できる状態ではなく、以下の5つの問題を指摘しました。

- ① 少子化と超高齢化の進行で働く世代の割合が減る傾向にある
- ② この20年間で借金は4倍
- ③ 借金は国の税収の15年分
- ④ 借金は先進国の中でも突出して多い
- ⑤ 年金制度の維持と世代間公平性の問題

### 市の状況について

4回目は本市の状況を伝えました。合併から10年経ちましたが、人口や財政は良好な状況です。

- ① 本市のイメージは活気のある市。合併後も毎年人口増
- ② 借金は164億円あるが、健全な範囲内(平成27年度末)
- ③ 基金(貯金)は73億円で、合併時から43億円増加
- ④ 優良企業の誘致に成功

**市が抱える4つの問題点**  
しかし、本市特有の課題が生じてきています。

- ① 通勤する車と人口の増加で慢性的な交通渋滞
- ② 子ども世代の増加で、保育園・幼稚園・児童クラブが不足、待機児童増
- ③ 小中学校の教室不足で増改築を行ないマンモス校化
- ④ 高齢化は国平均より若干遅いが確実に進行中

### 財政計画と熊本地震

5回目は市の総合計画と財政計画(平成28〜平成35までの8年間)を紹介。計画に沿って課題解消に努めます。

- ① 保育所や児童クラブの新設
- ② 小中一貫校の新設
- ③ 老朽化する公共施設の改修
- ④ 道路の新設改良・北熊本スマートICの開通
- ⑤ 市内で買物ができる環境づくり(新たな開発含む)

計画初年度に熊本地震が発生。想定外の支出が増え、計画の見直しが必要となりました。

### 市が目指す将来都市像

市総合計画に掲げる将来都市像は「元気・活力・創造のまち」です。市民が安全・安心して暮らすことのできるまちをつくりたい。横断的な課題に「健康都市こうし」を掲げ、「市民の健康」と「財政の健康(健全化)」の2つの柱に取り組みしていきます。

### 市がすすめる戦略

市は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定(平成27年10月)。次の目標に向けて、限られた財源を、住環境の整備や働く場所の確保、子育てや教育環境・生活環境の向上に向けて取り組んでいきます。

- ① 稼げる地域産業をつくる
- ② 合志市への新しい人の流れをつくる
- ③ 市民の結婚・出産・子育ての希望を叶える
- ④ 暮らしに満足し、住み続けたい地域をつくる

### 持続的な財政を目指して

日本は少子化と超高齢化で人口減少の時代に突入しました。右肩上がりの経済成長の時代は終わり、国の借金は増加の一途を辿っています。このような背景から「どうする財政シリーズ」を企画しました。

国の借金が減らない状況を考えて、今の公的な制度や普段利用している公共施設などを縮小するか、それとも国民負担を増やすのかを選択する必要があります。今を生きている私たちは、「子どもや孫が健やかに成長し、父や母が穏やかな余生を送ることが出来るまち」を次の世代につなげていく責任があります。今は、このことを真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。個人・地域・行政が知恵を出し合い、それぞれにできる役割を考え、支え合って連携することで持続的な財政を目指すことはできると考えます。(どうする財政シリーズ・完)

## 税の納付を

## 忘れてくませんか



市の財政は、市民の皆さんからの市税などで賄っています。市税は教育・福祉などの住民サービス、道路や公共施設の整備維持などさまざまな事業を進める上で大切な財源であり、安全で快適な生活をするために欠かせないのでできないものです。

市税の滞納が増えると、市の財政を圧迫し住民サービスの低下につながり、市民の皆さんの生活に影響します。市では、市税の確保と税の公平性を保つため、滞納者に対して財産の差し押さえなどの滞納処分を積極的に行なっています。



### 滞納処分とは

滞納者の財産を差し押さえ、強制徴収するもので、滞納があるからといってすぐに滞納処分を行なうというわけではありません。督促・催告などの通知に反応がなく、滞納に対して納税相談がない場合や、相談をしても納付の約束を守らない滞納者を対象に行ないます。

### 滞納は放置せず

### 早めの相談を

災害や盗難、病気、事故、失業、事業の休廃止などのやむを得ない事情で納期限内の納付が困難な場合は、一人で悩まず、早めに税務課相談班(合志庁舎)までご相談ください。生活状況などを聴き、納付計画を作成します。

## 滞納処分に関するQ&A

**Q** 少額の滞納だから差し押さえされませんか?

**A** 滞納額に多い少ないはありません。少額であっても滞納には変わりありませんので、財産調査を実施し、財産があれば滞納処分(差し押さえ)を行ないます。

**Q** 市税を滞納していることは分かっていますが、他の借金があって税金を納付できません。

**A** さまざまな事情があるでしょうが、大多数の人は納期限内に納付しています。また、「税金はすべての債務に優先する」と地方税法第14条で定められています。借金があるため納税できないというのは理由になりません。早めに相談してください。

**Q** 分割納付しているのに差し押さえられました。なぜですか?

**A** 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分であると判断した場合、給与の差し押さえや預貯金の差し押さえ、生命保険の差し押さえなどを行なうことがあります。

**Q** 事前連絡や承諾なしに財産が差し押さえられました。このようなことが許されるのですか?

**A** 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を送って10日を過ぎた日までに完納されない場合は、財産を差し押さえなければならないことになっています。(地方税法第331条第1項)

この場合、本人に対して事前の連絡やその同意は必要ありませんが、あくまでも自主的に納付することが原則ですので、催告状などで早期の納税をお願いしています。それでも納付がされない場合、税の公平を保つために財産の差し押さえを行ないます。

**Q** 口座を調べられて、預金を差し押さえられた。個人の財産の調査はプライバシーの侵害ではないですか?

**A** 税金を滞納すると、法律に基づき全ての財産に対する調査権限が発生します。(国税徴収法第141条) この権限によって、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は調査に協力しなければなりません。この財産調査は、個人情報保護法に触れることはありません。